

加入できる人（ご紹介対象者）

国民年金の第1号被保険者（国民年金保険料を納付している方）

- 20歳以上60歳未満の自営業など国民年金の第1号被保険者
- 60歳以上65歳未満の方や海外居住者で国民年金に任意加入している方

◇ 次のような方は加入できません

- ①厚生年金保険に加入している方（国民年金の第2号被保険者）
- ②厚生年金保険に加入している方の被扶養配偶者（国民年金の第3号被保険者）
- ③「日本に居住している60歳未満または65歳以上の方」で国民年金に任意加入している方
- ④農業者年金の被保険者の方

加入対象者の職業（例）

- 弁護士、税理士、司法書士
- 農業、漁業
- 建築・電気工事など
- コンビニ経営
- 理美容
- タクシー、代行
- 電気店
- 洋服店・呉服店
- 酒店
- フリーランス（アナウンサー デザイナー 作家、翻訳家 スポーツ選手 講師 技術職 俳優、芸術家、音楽家、写真家、漫画家など）
- 医師、歯科医師、歯科技工士
- 柔整師、鍼灸、マッサージ
- 飲食業、食品・菓子製造販売
- アパート経営
- 花屋
- 保険代理店
- クリーニング
- 自動車整備・バイク店
- お寺

□ 上記事業者の専従の家族や学生の子 など

全国国民年金基金 千葉支部

千葉県千葉市中央区本千葉町10-23

☎ 043-221-6370